見守り新鮮情報　第 260 号

平成 28 年 8 月 30 日

◇発行：独立行政法人国民生活センター◇

契約内容をよく確認　冠婚葬祭互助会の積み立て

冠婚葬祭互助会に、毎月 3,000 円の 80 回払いで積み立てをしていた。

満期になり、お金が必要な事情ができたので、積み立てた 240,000 円を解約しようとしたら、「解約手数料 35,000 円を差し引いた金額しか戻らない」と言われた。

契約書の控えは手元にあるが、字が小さくて読んでいない。訪問販売で契約したが、勧誘のとき、解約手数料の説明を受けた覚えはない。（80 歳代　女性）

＜ひとこと助言＞

・冠婚葬祭互助会とは、一定の掛け金を一定期間にわたって毎月支払い、貯まった金額を結婚式や葬儀の際のサービス費用の一部に充当して負担を軽くするための仕組みです。

・預金と違い利息は付きません。また、サービスを利用せずに解約する場合には解約手数料が差し引かれます。積立金額より少ない金額しか返金されないので注意が必要です。

・契約する際は、結婚式や葬儀のサービスを利用するかをよく見極めるとともに契約内容を正しく理解しましょう。

・困ったときは、お住まいの自治体の消費生活センター等にご相談ください（消費者ホットライン 188）。

■イラスト入りリーフレット（PDF 形式）は国民生活センターホームページ

http://www.kokusen.go.jp/mimamori/mj_mglist.html

※リーフレットの文面はメールマガジンと同じものです。

本情報は、都道府県等の消費者行政担当部署等からの情報をもとに編集・発行しています。

全国の消費生活センター等の相談窓口

http://www.kokusen.go.jp/map/index.html